



医政医発0612第1号  
 医政歯発0612第1号  
 医政看発0612第1号  
 薬食総発0612第1号  
 平成24年6月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

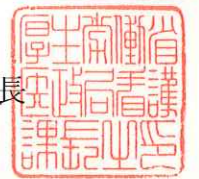
厚生労働省医政局医事課長



厚生労働省医政局歯科保健課長



厚生労働省医政局看護課長



厚生労働省医薬食品局総務課長



医療関係職種の籍又は名簿の訂正申請に課される登録免許税の課税標準である登録件数の取扱いについて

医療関係職種の籍又は名簿の訂正申請に課される登録免許税の課税標準である登録件数の取扱いについては、氏名、本籍地都道府県名といった複数の登録事項を訂正する場合は、訂正する個々の登録事項の件数の合計を課税標準の登録件数として取り扱っているところである。

しかしながら、今般、平成24年5月9日付国税不服審判所の裁決（東裁（諸）平23第219号）において、「1通の籍又は名簿の訂正申請書により、一つの登記等の区分内において複数の登録事項の変更の登録を受ける場合は、登録免許税の課税標準である登録件数は、1件となる」旨の考えが示されたことを踏まえ、登録件数に係る取扱いを下記のとおり見直すこととする。

なお、「医師及び歯科医師の免許証書換登録税について」（昭和25年10月2日付医第126号医務局医務課長通知）及び「薬剤師免許証下附申請書に添付の収入印紙について」（昭和27年12月13日付薬事発第502号薬務局薬事課長通知）は廃止する。

貴職におかれては本件につき御了知の上、その実施に遺漏なきよう期されたい。

記

1. 対象となる医療関係職種及び訂正申請について

（職 種）

（訂正申請）

（1）医師

医師法施行令第5条第1項に規定する医籍の訂正

- |             |   |
|-------------|---|
| (2) 歯科医師    | 歯科医師法施行令第5条第1項に規定する歯科医籍の訂正                      |
| (3) 薬剤師     | 薬剤師法施行令第5条第1項に規定する薬剤師名簿の訂正                      |
| (4) 保健師     | 保健師助産師看護師法施行令第3条第1項に規定する保健師籍の訂正                 |
| (5) 助産師     | 保健師助産師看護師法施行令第3条第2項に規定する助産師籍の訂正                 |
| (6) 看護師     | 保健師助産師看護師法施行令第3条第1項に規定する看護師籍の訂正                 |
| (7) 理学療法士   | 理学療法士及び作業療法士法施行令第3条第1項に規定する理学療法士名簿の訂正           |
| (8) 作業療法士   | 理学療法士及び作業療法士法施行令第3条第1項に規定する作業療法士名簿の訂正           |
| (9) 診療放射線技師 | 診療放射線技師法施行令第1条の4第1項に規定する診療放射線技師籍の訂正             |
| (10) 臨床検査技師 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第3条第1項に規定する臨床検査技師名簿の訂正          |
| (11) 衛生検査技師 | 旧・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第5条第1項に規定する衛生検査技師名簿の訂正 |
| (12) 視能訓練士  | 視能訓練士法施行令第3条第1項に規定する視能訓練士名簿の訂正                  |
| (13) 歯科技工士  | 歯科技工士法施行令第3条第1項に規定する歯科技工士名簿の訂正                  |

## 2. 見直し内容

(例) 申請書1通で、氏名と本籍地都道府県名の訂正を申請した場合の登録免許税の課税標準である登録件数と税額について

従前の取扱い		今後の取扱い	
課税標準の登録件数	<b>2件</b>	課税標準の登録件数	<b>1件</b>
(訂正する登録事項の件数)		(申請書1通につき1件)	
税率	1件につき千円	税率	1件につき千円
税額	<b>2千円</b>	税額	<b>1千円</b>

## 3. 過誤納金の還付について

取扱いの見直しに伴い、登録事項の変更の登録を受けた日から5年を経過していない者に対して登録免許税法第31条に基づく過誤納金の還付を行うこととし、還付手続きの詳細については、別途連絡する。